

国民健康保険 都道府県化

危惧される保険税の引き上げ 法定外繰り入れで引きあげ抑制を

「国民健康保険（国保）の都道府県化」は国保の財政運営を市町村から都道府県に移すものです。国保税は今後も市町村が徴収しますが、その金額は都道府県が市町村ごとに示す「標準保険税率」をもとに決めます。県は国保運営に使う「納付金」を市町村が100%払うよう義務付け、医療費削減を迫ります。

千葉県が9月8日に公表した試算では2015年度と比べて四街道市が18910円、浦安市は県内で2番目に高い9382円（7.8%増）もの引き上げとなり、県内では16市町村で引き上がり、38市町村は引き下がる結果となっています。

さらに、第3回試算では制度移行に伴う保険税負担の激変が生じないよう国・県などからの財源を活用した激変緩和措置が講じられた場合の試算を3パターンで行い公表しました。しかし、浦安市はどのパターンにおいても保険税が引き上がる（2332円・972円・1288円）結果となっています。

いずれの試算でも 保険税の増税でも

税の賦課決定権限は これまで通り市長にある！

日本共産党は「保険税負担軽減のために一般会計からの法定外繰り入れの継続を県の会議で主張すべき。少なくとも現状の繰り入れ額は継続し、保険税の値上げを抑制すべき」と市長の認識を再度求めました。答弁に立った市長は「国保会計について赤字が生じた場合には一般会計から繰り入れることになるものと考える。」と、一般会計からの繰り入れそのものは否定しませんでした。日本共産党はこれまで一貫して制度の移行を問題視して追求してきました。国庫負担の抜本的増額による国保税引き下げを訴えています。

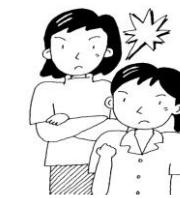
「国民健康保険（国保）の都道府県化」は国保の財政運営を市町村から都道府県に移すものです。国保税は今後も市町村が徴収しますが、その金額は都道府県が市町村ごとに示す「標準保険税率」をもとに決めます。県は国保運営に使う「納付金」を市町村が100%払うよう義務付け、医療費削減を迫ります。

日本共産党は9月議会で国民健康保険に対する市長の政治姿勢を質すとともに国保税の引き上げ抑制を求めました。

来年4月から始まる「国民健康保険の都道府県化」によって国民健康保険税の引き上げや取り立て強化が危惧されています。

財政運営を県に 変えても解決しない！

日本共産党は「国保には加入者に年金生活者や低所得者などが多いという構造的な課題があり、ここに起因する財政運営の厳しさがある。財政運営を千葉県に変えるだけでは、財政運営の厳しさは解決しない。」と指摘し、市長の認識を質しましたが、市長は答弁を避け、都市経済部長が答弁を繰り返しました。



週刊	日本共産党
市議会報	
2017年10月30日	
第1432号	

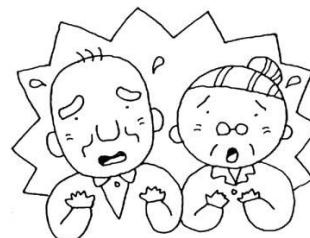
【発行】	日本共産党 浦安市議団 ☎&FAX 047-350-1243
------	---



元木美奈子
市議会議員
入船 4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



美勢麻里
市議会議員
北栄 2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp



4月からスタートした新総合事業 ボランティアなど担い手なし



市のホームヘルプサービスの実施状況(6月1日現在)

現行相当のサービス		緩和した基準によるサービス	住民主体によるサービス
単価	現行相当	未定	未定
事業所数	26		
利用者負担	1割又は2割		

市のディサービスの実施状況(6月1日現在)

現行相当のサービス		緩和した基準によるサービス	住民主体によるサービス
単価	現行相当	未定	未定
事業所数	14		
利用者負担	1割又は2割		

ところが、国は「改正介護保険法」を今年5月強行成立させ、「要介護2」以下は市町村が自らの裁量で、それぞれの実情(ボランティアなどの社会資源や財政力)に応じて実施する「事業」へと、介護保険制度をさらに改悪する方法性を示していくまです。こうした「軽度斬り」がそのまま実施されると、多くの利用者は在宅では暮らし続けられなくなる事態が生じることは明らかです。

日本共産党は、要支援者サービスを切り捨てるものだとして、総合事業への移行を中止するよう求めてきました。移行しても要支援者サービスを守り、拡充するためには國と自治体が責任を果たすことを主張しています。

新総合事業への移行時期を国は2015年度としていましたが、条例で定めれば2年間の猶予が可能となっていたことから、浦安市は2017年度からの移行としました。新総合事業は既存の介護事業者だけでなくボランティア・NPO団体、地域住民など非専門職によるサービスの提供を可能としています。また、事業者を指定する場合、現在の報酬以下の単価を市町村が独自に設定することが可能です。新総合事業は、このような手法で介護保険を使わずに安上がりサービスを推進する狙いで導入された

2015年度としていましたが、条例で定めれば2年間の猶予が可能となっていたことから、浦安市は2017年度からの移行としました。新総合事業は既存の介護事業者だけでなくボランティア・NPO団体、地域住民など非専門職によるサービスの提供を可能としています。また、事業者を指定する場合、現在の報酬以下の単価を市町村が独自に設定することが可能です。新総合事業は、このような手法で介護保険を使わずに安上がりサービスを推進する狙いで導入された

り新たな「軽度者」切り捨てを検討中

市は総合事業の実施について、日本共産党の質問に答えて「担つてくれる団体が見当たらない」とから、現行のサービスにせざるを得ない」とし、従来の報酬単価を事業者には保障する方針を明らかにしてきましたが、その後の調査でも現行のサービスを提供していること、また6月1日現在の実績は、ホームヘルプサービスは40人、ディサービスは57人であることを明らかにしました。

これまで要支援1・2の人に対して実施されていたホームヘルプサービスと「デイサービス」が、今年度から「介護予防・生活支援サービス」(新総合事業)に移行しました。浦安市の実施状況がどのようになっているのか、議会質問などを通して明らかになつたことをご報告します。